

議案第63号

福岡市情報公開条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、行政不服審査法の全部改正の趣旨に鑑み、本市の公文書の公開決定等に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する規定の適用を除外する等の必要があるによる。

福岡市情報公開条例の一部を改正する条例

福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に、「第20条」を「第19条の2」に改める。

第7条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求等」に改める。

第3章第1節中第20条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第19条の2 公開決定等又は公開請求に係る実施機関の不作为について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第20条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は処分庁」を削り、同項各号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「又は処分庁」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第2項とする。

第21条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下

この章において同じ。)

第21条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第23条第2項第1号中「第20条第2項」を「第20条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第26条第4項及び第27条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第28条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第29条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第30条、第31条及び第32条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第33条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 公開決定等又は公開請求に係る実施機関の不作为についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る実施機関の不作为に係るものについては、なお従前の例による。